

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

北九州市では、経済的理由により、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対して給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症により病気療養等のため就労できなかった方や、失業して給与収入が激減している方、または、自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの方はまず学校へご相談ください。

1 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護が廃止又は停止になった方
- (2) 市民税が非課税の方
- (3) 国民年金の掛金の減免を受けている方
- (4) 国民健康保険料の減免を受けている方
- (5) 児童扶養手当を受けている方
- (6) その他経済的に困っている方

2 申請について

上記の(1)～(5)の項目に当てはまらない方については、通常は(6) その他経済的に困っている方として、所得がわかる源泉徴収票や確定申告書の写しを提出いただき、前年の所得で認定かどうかを判断しています。

しかし、前年の所得が多い方でもこの度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的に困りの方もいらっしゃると思います。

そういった方については、前年の所得だけでなく現在の世帯の状況をお聞きして、その事情を加味して就学援助の審査を行いますので、まずはお子様の通われている学校までご相談ください。

また、就学援助は随時受付を行っております。

年度途中に就学援助が必要になった方については、お早目に申請ください。受付月に応じて就学援助費を支給します。

<問い合わせ先>

お子様の通学している各小・中学校、

又は、教育委員会学事課就学係（電話：582-2378）へお願いします。